

令和4年「夕暮れ時、ちょっと早めのライト・オン運動」実施要綱

1 目的

夕暮れ時は交通事故が多発する傾向にあり、特に日没時間が早くなる10月以降は、帰宅時間帯のラッシュと相まって、更なる交通事故の多発が懸念されます。

このため、車両の運転者は、歩行者、周囲の車両及び道路上の危険（以下、「歩行者等」という。）を早期に発見できるように、夕暮れ時の早めのライト（前照灯）点灯に努めるとともに、歩行者、自転車運転者は、自身の存在を車両の運転者にいち早く知らせるため、反射材用品の着用を推進することで、全ての道路利用者の交通安全意識の高揚を図り、夕暮れ時の交通事故を防止することを目的とします。

2 主唱

三重県交通対策協議会

3 運動期間

令和4年10月1日（土）から令和4年12月31日（土）まで（3か月間）

4 推進事項

- (1) 車両（自動車、オートバイ、自転車）運転者
夕暮れ時又は天候に応じた早めのライト点灯
- (2) 歩行者・自転車運転者
反射材用品の着用推進

5 期待される効果

- (1) 全ての道路利用者の交通安全意識の高揚
- (2) 歩行中、自転車運転中の交通事故防止
- (3) 車両相互間の早期発見による交通事故防止

6 推進要領

- (1) 車両（自動車、オートバイ、自転車）運転者
 - ア 日没の少し前からライトを点灯し、見るためのライトを、見せるためにも活用しましょう。
 - イ 天候（雨、霧、雪等）に応じたライトの点灯を心掛けましょう。
 - ウ 夜間、自動車を運転する際は、歩行者等をいち早く発見できるようハイビームを使用しましょう。
ただし、対向車と行き違う際や、他の車の直後を通行する際、交通量の多い市街地等を通行する際は、ロービームに切り替えましょう。

- エ オートライト機能を装備する自動車においても自車の点灯状況を確認し、必要に応じ手動での点灯に努めましょう。
- オ 夜間は昼間に比べて視界が悪くなるため、歩行者等の発見が遅れるうえ、速度感が鈍り、速度超過になりがちですので、昼間より速度を落として慎重に運転をしましょう。
- カ 事業所、家庭等では、お互いに注意しあい、夕暮れ時の早めのライト点灯に積極的に取り組みましょう。

(2) 歩行者、自転車運転者

- ア 夕暮れ時や夜間は、自動車の存在は認識できても、自動車からは歩行者が見えていない場合があります。
歩行者は、明るい色の服装（白や黄色）を心掛けるとともに、外出時は反射タスキ・リストバンドの着用、靴や杖への反射材シールの貼り付け、携行品への反射材キーホルダーの取り付けなどにより周囲に自分の存在を知らせ、交通事故から身を守りましょう。
- イ 自転車運転者は、夜間は必ずライトを点灯するとともに、反射タスキやリフレクターを使用し、歩行者や他の車両との交通事故防止に努めましょう。
- ウ 事業所、家庭等では、反射材用品の着用推進に積極的に取り組みましょう。

7 夕暮れ時のライト点灯時間

夕暮れ時は、季節や天候、個人の感覚によって明暗の捉え方が異なりますが、本運動では、ライト点灯の目安時間を点灯義務がある日没の概ね 30 分前を基準に設定します。

夕日が極めて低くなり、つるべ落としで全体的に暗くなるとともに、西日による明暗が大きく感じられる時間帯を目安として下さい。

○ 点灯時間の目安

10月1日	から	10月31日	までの間	16時50分
11月1日	から	11月30日	までの間	16時20分
12月1日	から	12月31日	までの間	16時10分

○ 日没時間（津標準暦）

月別 \ 日別	1日	11日	21日
10月	17:39	17:25	17:13
11月	17:01	16:52	16:46
12月	16:43	16:43	16:47

「国立天文台 暦計算室 各地のこよみ」から引用

8 参考事項

(1) 夕暮れ時とは（広辞苑より）

夕暮れ時とは、日の暮れようとするとき、夕暮れ、夕方、黄昏時のことをいう。

(2) 日没後のライト点灯義務

道路交通法第 52 条第 1 項（抜粋）

車両等は、夜間（日没時から日の出時までの時間をいう。）、道路にあるときは、前照灯、車幅灯、尾灯その他の灯火をつけなければならない。

(3) 夜間以外の点灯義務

道路交通法第 52 条第 1 項 道路交通法施行令第 19 条（抜粋）

車両等は、トンネルの中や濃霧の中などで、視界が 50 メートル（高速自動車国道等にあつては 200 メートル）以下の暗い場所を通行するときは、夜間同様、前照灯など所定の灯火の点灯義務と、前照灯の減光操作義務が生じる。

☆ 三重県交通対策協議会推進機関・団体一覧（122 機関・団体）

- 1 三重県
- 2 三重県警察
- 3 三重県教育委員会
- 4 市町
- 5 市町教育委員会
- 6 一般財団法人三重県交通安全協会
- 7 一般社団法人三重県自家用自動車協会
- 8 一般社団法人三重県安全運転管理協議会
- 9 一般社団法人三重県トラック協会
- 10 一般社団法人三重県タクシー協会
- 11 一般社団法人三重県自動車整備振興会
- 12 一般社団法人三重県指定自動車教習所協会
- 13 一般財団法人三重県老人クラブ連合会
- 14 公益社団法人三重県バス協会
- 15 国土交通省中部運輸局三重運輸支局
- 16 国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所
- 17 国土交通省中部地方整備局北勢国道事務所
- 18 国土交通省中部地方整備局紀勢国道事務所
- 19 三重労働局
- 20 軽自動車検査協会三重事務所
- 21 中日本高速道路株式会社名古屋支社桑名保全・サービスセンター
- 22 中日本高速道路株式会社名古屋支社津高速道路事務所
- 23 三重県高速道路交通安全協議会
- 24 独立行政法人自動車事故対策機構三重支所
- 25 自動車安全運転センター三重県事務所
- 26 三重県市長会
- 27 三重県町村会
- 28 三重県自治会連合会
- 29 三重県商工会議所連合会
- 30 三重県石油業協同組合
- 31 三重県農業共済組合
- 32 一般社団法人全国道路標識・標示業協会中部支部三重県協会
- 33 一般社団法人三重県建設業協会
- 34 一般社団法人津銀行協会

- 3 5 一般社団法人四日市銀行協会
- 3 6 三重交通株式会社
- 3 7 三岐鉄道株式会社
- 3 8 近畿日本鉄道株式会社名古屋統括部運輸部
- 3 9 近畿日本鉄道株式会社大阪統括部運輸部
- 4 0 東海旅客鉄道株式会社東海鉄道事業本部
- 4 1 西日本旅客鉄道株式会社伊賀上野駅
- 4 2 日本貨物鉄道株式会社東海支社
- 4 3 伊勢鉄道株式会社
- 4 4 一般社団法人生命保険協会三重県協会
- 4 5 三重県交通共済協同組合
- 4 6 日本郵便株式会社東海支社
- 4 7 日本たばこ産業株式会社津支店
- 4 8 三重県商工会連合会
- 4 9 一般社団法人三重県食品衛生協会
- 5 0 三重県生活衛生同業組合連合会
- 5 1 三重県木材組合連合会
- 5 2 日本赤十字社三重県支部
- 5 3 公益社団法人三重県医師会
- 5 4 公益社団法人三重県歯科医師会
- 5 5 三重県自転車協同組合
- 5 6 三重県印刷工業組合
- 5 7 公益社団法人日本青年会議所三重ブロック協議会
- 5 8 三重県消防協会
- 5 9 一般社団法人三重県自動車会議所
- 6 0 三重県自動車販売店交通安全対策推進協議会
- 6 1 三重県自動車販売協会
- 6 2 三重県軽自動車協会
- 6 3 一般社団法人日本自動車連盟（J A F）三重支部
- 6 4 三重県中古自動車販売協会
- 6 5 損害保険料率算出機構四日市自賠責損害調査事務所
- 6 6 三重県P T A連合会
- 6 7 三重県高等学校P T A連合会
- 6 8 三重県子ども会連合会
- 6 9 日本ボーイスカウト三重連盟
- 7 0 ガールスカウト日本連盟三重県支部

- 7 1 三重県青年団協議会
- 7 2 三重県地域交通安全活動推進委員協議会
- 7 3 三重県国公立幼稚園・こども園長会
- 7 4 三重県私立保育連盟
- 7 5 三重県小中学校長会
- 7 6 三重県高等学校長会
- 7 7 建設業労働災害防止協会三重県支部
- 7 8 一般社団法人三重県社会基盤整備協会
- 7 9 三重県砂利協同組合連合会
- 8 0 三重県砕石工業組合
- 8 1 社会福祉法人三重県社会福祉協議会
- 8 2 一般財団法人三重県母子寡婦福祉連合会
- 8 3 公益社団法人三重県障害者団体連合会
- 8 4 三重県私学総連合会
- 8 5 三重県農業協同組合中央会
- 8 6 三重県信用農業協同組合連合会
- 8 7 全国農業協同組合連合会三重県本部
- 8 8 全国共済農業協同組合連合会三重県本部
- 8 9 三重県厚生農業協同組合連合会
- 9 0 三重県新生活運動推進協議会
- 9 1 日本海洋少年団三重県連盟
- 9 2 一般社団法人三重県建築士会
- 9 3 三重弁護士会
- 9 4 三重県人権擁護委員連合会
- 9 5 三重県交通安全母の会連合会
- 9 6 公益社団法人三重県観光連盟
- 9 7 一般社団法人三重県警備業協会
- 9 8 三重県交通遺児を励ます会
- 9 9 三重県電気工事業工業組合
- 1 0 0 公益社団法人三重断酒新生会
- 1 0 1 三重県小売酒販組合連合会
- 1 0 2 伊勢新聞社
- 1 0 3 株式会社産業経済新聞社津支局
- 1 0 4 株式会社中日新聞社三重総局
- 1 0 5 一般社団法人共同通信社津支局
- 1 0 6 株式会社時事通信社津支局

- 1 0 7 株式会社中部経済新聞社三重支社
 - 1 0 8 株式会社朝日新聞社津総局
 - 1 0 9 株式会社毎日新聞社津支局
 - 1 1 0 株式会社読売新聞社津支局
 - 1 1 1 株式会社日本経済新聞社津支局
 - 1 1 2 株式会社日刊工業新聞社三重支局
 - 1 1 3 日本放送協会（NHK）津放送局
 - 1 1 4 株式会社C B Cテレビ三重支社
 - 1 1 5 東海テレビ放送株式会社三重支社
 - 1 1 6 東海ラジオ放送株式会社
 - 1 1 7 三重テレビ放送株式会社
 - 1 1 8 名古屋テレビ（メーテレ）放送株式会社三重支社
 - 1 1 9 中京テレビ放送株式会社三重支局
 - 1 2 0 三重エフエム放送株式会社
 - 1 2 1 一般社団法人日本損害保険協会中部支部三重損保会
 - 1 2 2 三重県遊技業協同組合
- (以上 122 推進機関・団体 順不同)